県広報コンクールで

「広報古河」「市ホームページ」が入賞

令和元年茨城県広報コンクールにおいて「広報古河」が広報紙部門・広報写真部門(一枚)、「市ホームページ」がウェブサイト部門で入賞しました。今後も読みやすく親しみのある広報紙などをとおして、市政の情報発信に努めていきます。

【問】㊢シティプロモーション課☎92-3111

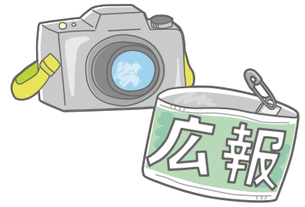

■広報紙部門：特選
2019広報古河2月号

■広報写真部門(一枚)：準特選
2019広報古河2月号3ページ

■ウェブサイト部門：準特選
市ホームページ

市内のセブン-イレブンに

「広報古河」を設置します

広報紙をより身近な場所で手に取ることができるよう、今まで設置していた公共施設などのほかにも、4月から市内セブン-イレブン23店舗に「広報古河」を設置します。ぜひご利用ください。

【問】㊢シティプロモーション課☎92-3111

地区	店舗名
古河地区	古河東３丁目
	古河下山町
	古河幸町
	古河原町
	古河長谷町
	古河大山
	古河新中田
	古河けやき平
	古河南

地区	店舗名
総和地区	総和稲宮
	古河北利根工業団地
	古河水海
	総和新小堤
	古河上辺見鹿養台
	古河上辺見
	古河下辺見今泉
	古河日赤前

地区	店舗名
三和地区	三和東山田
	古河三和中学校前
	茨城三和南
	古河東諸川
	三和仁連
	三和諸川宮久保

健康百科

無くそう！　望まない受動喫煙

マナーからルールへ
改正健康増進法が全面施行されました

■健康増進法改正のポイント

①喫煙する場合は、周りの人にたばこの煙を吸わせないように配慮しましょう

②タバコは決められた場所で吸いましょう

・子ども、患者等が主として利用する学校、病院や行政機関の庁舎等の施設は、原則敷地内禁煙となっています。例外として、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所には、喫煙場所を設置することができます。

・上記以外の事務所や工場、飲食店等の施設については、今月から原則屋内禁煙となりました。例外として、必要な措置がとられた場所には喫煙室等を設置することができます。

③喫煙室等を設置する場合は、施設および喫煙室の出入口に標識掲示が義務付けられています

④20歳未満の人は喫煙エリアには入れません

受動喫煙のない社会をつくりましょう

子どもは大人よりも受動喫煙の影響を受けやすく、乳幼児突然死症候群や喘息の発症、呼吸機能の低下等と関連があります。たばこによる健康への影響について理解し、禁煙や受動喫煙防止に取り組んでいくことが大切です。

WHOでは5月31日を「世界禁煙デー」として、禁煙に取り組むことを推奨しています。自分の健康のためにも、未来を担う子どもたちのためにも禁煙にチャレンジしてみましょう。

健康づくり課

厚生労働省
「なくそう！望まない受動喫煙」

茨城県改正健康増進法関係ホームページ

全国統一けむい問模試にチャレンジ

こがキラPhotoクラブ

私のオススメ!!

皆さんは地元古河の歴史をどのくらい知っていますか。まくらがの里散歩道スタンプラリーに参加すると、古河の歴史を自然と知ることができます。

徒歩でゆっくり巡ると小さな季節の変化を感じますし、車からではなかなか気付けない新たな古河の一面が見つかるかもしれませんよ。ぜひ、ゆっくりと古河の散策を楽しんでみてください！

こがキラメンバー　Hiroto

達成者にはオリジナルクリアファイルをプレゼント！

【問】㊢生涯学習課
電話番号：22-5111(代表)

ゆるりと古河めぐり

まくらがの里散歩道 スタンプラリー